

東かがわ市条例第17号

東かがわ市教育支援センター設置条例をここに公布する。

令和6年3月25日

東かがわ市長

上村一郎

## 東かがわ市教育支援センター設置条例

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、不登校児童生徒又はその傾向にある者（以下「不登校児童生徒等」という。）の教育の機会を確保し、社会的自立の支援を行うため、東かがわ市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふれんど教室
- (2) 位置 東かがわ市松原170番地6

### (職員)

第3条 教育支援センターに、所長及びその他必要な職員を置く。

### (開室時間)

第4条 教育支援センターの開室時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (休室日)

第5条 教育支援センターの休室日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(東かがわ市子ども総合支援センター条例の廃止)
- 2 東かがわ市子ども総合支援センター条例（平成22年東かがわ市条例第2号）は、廃止する。